

令和4年 太田市教育委員会5月定例会会議録

開会年月日	令和4年 5月18日(水曜日) 午後 2時
閉会年月日	令和4年 5月18日(水曜日) 午後 2時45分
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室

議 案 (件 名)	結 果
議案第26号 太田市学校給食運営委員会委員の委嘱について	可決
議案第27号 太田市立学校評議員の委嘱について	可決
議案第28号 太田市立太田高等学校管理に関する規則の一部改正について(秘密会)	可決
議案第29号 太田市立幼稚園評議員の委嘱について	可決
議案第30号 太田市青少年センター補導員の委嘱について	可決
議案第31号 太田市総合体育館条例の制定について	可決

出席者	恩 田 由 之 (教育長) 池 田 光 男 (教育長職務代理者) 佐 藤 真太郎 (委員) 野 村 路 子 (委員) 倉 嶋 慶 秀 (委員)	欠席委員	
	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設管理課主幹、文化財課長、生涯学習課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課総務係長 (文化スポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸術担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興課長、スポーツアカデミー担当課長、) スポーツ施設管理課長、(文化課長、学習文化課長、美術館・図書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部副部長、) こども課長 () は欠席者	書記・記録	田又係長代理

議 題 及 び 議 事 の 大 要

会議録署名委員の指名	池 田 光 男 委 員
	野 村 路 子 委 員

事務局：

皆様、こんにちは。本日は、令和4年教育委員会5月定例会となります。傍聴者は、おりません。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長（教育長）：

令和4年5月太田市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第2、会議録署名委員は、池田委員、野村委員をお願いいたします。

次に、日程第3、教育長報告を申し上げます。

学校のみならず、教育部の各セクションで、新しく入ってきた仲間と良いスタートが切れて、業務の充実に取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

過日、学校現場のリーダーに委嘱状を交付して、太田の教員の力を結集してほしい、オール太田で頑張ってもらいたいと伝えました。ぜひ他のセクションにおいても、リーダーの力を活かして教育行政を充実するようご協力願います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、教育部長から報告をお願いします。

教育部長：

お世話になります。私の方から、過日行われた校長会の席上で、各学校の校長にお願いした事項をお伝えしておきたいと思っております。まず、修学旅行についてのことなのですが、校長会の席上で、各校とも修学旅行については予定どおり実施の方向で検討してほしいということで、お話をさせていただきました。やはり修学旅行というのは、子どもたちにとって思い出でありますし、感動でありますし、将来を豊かにしてくれるものだと思っておりますので、その実施を前向きに検討してほしいというお話をさせていただきました。ただ現場の方で、やはりキャンセル料ですとか、どうしても行った先での医療的な関係、そういった問題があります。今年については、地方創生の臨時特例交付金の方で、そのキャンセル料や看護師の添乗が交付対象になるということですので、6月補正でこちらの予算を計上したいと思っております。各校の方には、その財政的支援がありますので、それを糧に実施に向けて頑張ってもらいたいというお願いをいたしました。また、小学校の水泳指導についてですけれども、こちらについても、ここ1、2年は中止という方向でやってきたのですが、今年については実施の方向で準備をしてほしいというお願いをいたしました。

現状、学校の方も、学級閉鎖もなく、コロナの感染もかなり下火になってきてはおります。ただどうしても感染のリスクというのがありますので、学校の方には事業実施の準備をしていただくのですけれども、感染対策を十分して対応をお願いしますということで、お話をいたしました。学校に限らず、各部局の方においても、今年度の事業実施については、基本的には事業をすべて実施したいという方向で検討してほしいと、お話をいたしました。ただ、長期間、遠距離といった事業もありますので、そういったところは、場合によっては代替のものを探すとか、今年については見送ると

か、各部局でいろいろ考えていただきたいという話をさせていただいております。続いてもう一点ご報告なのですけれども、過日5月13日に臨時の市議会が開かれました。この席上で、議長に岩崎喜久雄議員、副議長に高藤幸偉議員、教育部を所管いたします市民文教委員会、こちらの委員長に中村和正議員、それから副委員長に板橋明議員が選出されました。こういったメンバーで、今後、議会運営をされていくと思いますので、よろしく願います。その他、令和3年度の専決補正予算の承認、これは市長権限で行う補正なのですけれども、こちらについて議会の承認を受けております。その他、一般的な条例改正ですとか、人事案件というものが承認されております。それと6月の市議会定例会ですが、6月13日から29日まで開催を予定されており、今後、一般質問等が出てくると思います。また逐次こういった内容をご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が6件ございます。事務報告はございません。議案第28号については、あらかじめ秘密会の申し出がありましたので、順番を変え、全ての議事が終了した後、最後に協議したいと思いますが、よろしいですか。

全委員：

異議なし。

議長（教育長）：

それでは、最初に、議案第26号「太田市学校給食運営委員会委員の委嘱について」学校施設管理課主幹から説明願います。

学校施設管理課主幹：

「太田市学校給食運営委員会委員の委嘱について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

倉嶋委員：

何回か前の会議の時に、給食調理の委託業者の選定する際に同様の質問をさせていただいたのですけれども、給食に対して、向上していくための日々のプログラムの見直しについて、栄養士さんの子どもたちへの指導の取組について、食育計画について等も、このような委員会で話し合われているのでしょうか。

学校施設管理課主幹：

先ほどの太田市学校給食運営委員会規則に基づく委員会の所掌事項については、学校給食の運営に関する事、学校給食用の物資及び食事内容に関する事、学校給食の衛生及び安全に関する事等がございまして、そのへんの協議、研究が食育の方につながっているのかなと思います

倉嶋委員：

小学校、中学校の食育計画、各学校の計画の立て方と見直し等についてはどのように取り組まれているか、教えていただきたいのですけれども。

学校施設管理課主幹：

私どもの組織におります栄養士の方が、各学校の方に食育につきまして、どのような食育の授業を行うか等の計画を作っていて、指導していると思います。

倉嶋委員：

そういった食育の計画というのは、保護者に開示されているのでしょうか。もしくは内部的なものなのか、教えていただけますか。

学校施設管理課主幹：

給食だより等を保護者に配っておりますので、そういう中で例えば地場産品を使うとか、給食に関する事を保護者のみなさまにもお伝えしていると思います。

倉嶋委員：

わかりました。これは前の会議の時にもお話ししたのですけれども、子どもたちからの給食のアンケートですとか、保護者の方からのアンケート等も情報収集をさせていただいて、食べ合わせの問題とか、季節に合った食材が使われているとか、食事に関しては、特にお母さん方は気にされていることだと思っておりますので、アンケート等の情報収集をお願いしたいと思います。

学校施設管理課主幹：

その件につきましては引き継ぎを受けておりまして、今、実施に向けて検討をしているところでございます。

議長（教育長）：

よろしいですか。

倉嶋委員：

はい。

議長（教育長）：

他にございますか。

池田委員：

品質とコストの評価というのは、ここでやるのですか。

学校施設管理課主幹：

学校給食用物資の品質については、こちらの学校給食運営委員会の中に、安全衛生管理部会というのがございまして、給食室の衛生検査とか、食材細菌検査や保存食の細菌検査等を行って、委員会の部会に報告しているところでございます。

池田委員：

コストの評価はこの委員会でやりますか。今、食材の値段が上がっていますよね。原資が決まっていますよね。それに対してのコストの評価というのは、この委員会で最終的にチェックはするのですか。やっているのは現場だと思いのですけれども。

学校施設管理課主幹：

この委員会に、給食費部会というのがございます。担当部署の方で、太田市の学校給食費取り扱いマニュアルというのを作っております。そういう中で確かに食材の価格が今、上がっております。今年度につきましては、制度上給食費だけではまかなえないということで、太田市から1,100万円の上乗せ予算を計上してもらっております。今のところそういうところで対応をしております。

池田委員：

最終的に、補助分よりもオーバーした場合はどうなるのですか。多分、今年はオーバーするような気がするのですよね。

学校施設管理課主幹：

はい。そうしましたらまた9月、12月での補正予算というのがありますので、こちらで対応いたします。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に、議案第27号「太田市立学校評議員の委嘱について」学校教育課長から説明願います。

学校教育課長：

「太田市立学校評議員の委嘱について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に、議案第29号「太田市立幼稚園評議員の委嘱について」こども課長から説明願います

こども課長：

「太田市立幼稚園評議員の委嘱について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に、議案第30号「太田市青少年センター補導員の委嘱について」生涯学習課長から説明願います。

生涯学習課長：

「太田市青少年センター補導員の委嘱について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に、議案第31号「太田市総合体育館条例の制定について」スポーツ施設管理課長から説明願います。

スポーツ施設管理課長：

「太田市総合体育館条例の制定について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

佐藤委員：

第4条（利用許可）の3の（5）に「その他教育委員会が不適當を認めるとき」とありまして、不適當なものについては利用許可をすることができないという意味合いだと思いますが、その判断というか、そのチェックというのは、例えば年間の決められた時期に行うのか、それとも随時そのようなものが出たときに行うのか、どちらになりますか。

スポーツ施設管理課長：

その件につきましては、随時、当課や部でも検討させていただいて、判断をさせて

いただきたいと思いますと思っているところであります。

佐藤委員：

ありがとうございます。いくつかお聞きしたいのですが、「第5条（行為の制限）の（3）教育委員会の許可を受けないで工作物その他の設備をすること」ですが、これはものを設置するということ、例えば、道具をそこに置くということに関しても該当しますか。例えば普段定期的に利用している組織が、便利だから倉庫のところに物を置いておこう、というようなことに関して、その現場判断で置かせてしまっているのか、それともこちらまで情報が上がってくるのか、どちらでしょうか。

スポーツ施設管理課長：

そちらにつきましても、こちらは避難所としても機能するような建物となっておりますので、物によっても判断基準が変わってくると思います。こちらも担当レベルで判断するのではなく、部単位での判断が必要かと思われまますので、随時判断をしていきたいと思ひます。

佐藤委員：

ありがとうございます。この組織は置いても良いと言われて、この組織は置いてはダメと言われたというようなことがないように、統一をお願いします。どうしても便宜上置かなくてはならないことも出てくると思うのですけれども、不公平感がないようにしていただければと思ひます。

次に「第9条（使用料の不還付）、納付された使用料は還付しない」、これは返さないということだと思ひますが、（市長が次の各号いずれかに該当すると認めるときは還付することができる、として記載されている）（2）として「利用期日前までに利用者が利用を取り消したとき」と表現されているのですが、これは要するにお金は払わなくていいですよということだと思ひます。大がかりな施設利用で営利目的の予約が入った時、例として入場料を徴収するメインアリーナの利用料が1時間86,400円のイベントで終日予約されている場合、同じように使いたいバッティングしたような組織が出てきたときに、やっぱりうちが使いたかったのにというようなことがあると思ひますよね。キャンセルしますと突然連絡があった時に、これに関してはキャンセル料というのは当日キャンセルがあった場合に取りられるのかということと、あともうひとつは前日キャンセルというのはキャンセル料がかからないという判断をしてよいのか教えていただけますか。

スポーツ施設管理課長：

基本的には条例でうたわれておりますので、前日キャンセルは、使用料は取らないと考えております。

佐藤委員：

これについて、すごく人気がある施設になってきたときに、とりあえず予約をしておくというなかたちで予約をされていて、ぱっとキャンセルが出たときに結構痛手だと思います。例えば、事前納付をしていただくとか、金土日やゴールデンウィークでの3日間イベントで使うというようなときには、契約書を交わすというぐらいの価格になると思うので、ご検討をいただければと思います。

次に、第10条（使用料の減免）、「市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる」とありますが、これはどのようなケースが予想されますか。どういった団体の場合に、それが該当するのでしょうか。これは（条例では）一般的なのですか。市長が無料でいいと言ったら、無料になるというのは。

スポーツ施設管理課長：

この文言については、一般的な表現で入れているところだと考えております。総務課の法制係という法律の専門の部署がありまして、ここで見ていただいた上で、議案として提出させていただいております。

佐藤委員：

一般的な文言なのですね。もちろん市長がそんなことで、どんどん無料にするというのはありえないことだと思うのですが、この文言が一文あることで、（無料になる）権利はあるということなので、一般的にこの文言があるのか心配になったので、質問しました。

次に、別表第1の施設等使用料、メインアリーナの入場料を徴収する場合の「営利宣伝のため」全面86,400円と、その上の「スポーツ行事以外」57,600円、「スポーツ行事」14,400円とあるのですが、この「営利宣伝のため」という判断というのは、どこで判断するのでしょうか。例えば、スポンサーが入っているスポーツイベントがどれにあたるのか、スポンサーが入っている展示物がたくさんある学会とかそういうもので、学術的なものなのだけど、お金を出してくれている企業がいて展示物がたくさんあるというのは、これは営利にあたるのかどうか、教えてください。

スポーツ施設管理課長：

基本的に、今、想定されているのは、やはりプロバスケットボール等ですけど、入場料を取って使うような団体については、営利宣伝のためという金額をあてはめていきたいというふうには考えております。スポンサー等につきましては、これから研究していかなければいけないところだと思いますので、今後対応していきたいと思えます。

佐藤委員：

わかりました。多分、今はまだ借りたいという団体がそんなに出てきていないので、いわゆるケースバイケースになっていると思いますけれど、こういう会議が1か月に

1回ぐらいしかない中で、現場判断で課長に判断いただくようなことや教育長に判断いただくようなケースが出てくると思うので、これは営利、これは営利ではない、というようないろいろなケースを書き出してみても、そこでそれを参考資料として現場の事務所が対応するといったことができる方が、もしかするといいのかなというふうに思いました。うちは営利って言われたけど、おたくは営利じゃなかったの、どうしてうちだけ営利という判断になったのだろうみたいなことがあった場合に、トラブルになり得るなと思いましたので、そこだけ心配してお話をさせていただきました。

議長（教育長）：

他にございますか。

倉嶋委員：

第14条のところの上がっている指定管理者についてなのですが、指定管理者で管理をするという前提なのではないでしょうか。市が管理するのではなくて。

スポーツ施設管理課長：

現在、指定管理者による管理も含めて、検討させていただいております。やはり指定管理者を導入していくとなると、このタイミングで条例を制定する必要があります。今後の予定、仮にプロポーザルによる業者選定、公募等を行っていく場合に、このタイミングで条例制定して、募集をするということで今のところは考えております。

倉嶋委員：

あくまでも、市が管理するのではなくて、どのようなかたちにしても民間に管理してもらおうという考え方でしょうか。

スポーツ施設管理課長：

この体育館につきましては、演出効果を高めるために、かなり専門的な知識を要する照明や音響等の設備が入っております。そうしますと、なかなか市の職員で、こういった操作ができる専門的な知識を持っている者がいないというふうに考えております。また、民間の力を借りることで競争の原理が働きますので、修繕や保守点検等のランニングコストも抑えていけるのではないかとということで、指定管理も含めて、想定して進めているところでございます。

倉嶋委員：

今の段階で、良いのですけれども、行政で管理した場合と、指定管理した場合の総予算の差異はどのくらいになりますか。

スポーツ施設管理課長：

差異については、具体的な数字の算出はしていませんけれども、指定管理者を

お願いした場合、経費といたしまして、人件費を抜かして一億ちょっとかかるのではないかということを想定しております。

倉嶋委員：

指定管理が決して悪いとは思っておりませんが、これから検討されるということでございますので、せっかく新しい施設ができて、最初の管理でつまづくわけにはいかないと思いますので、市がしっかり見ていただいた上で指定管理、もしくは一部の業務委託、そういったかたちでも良いかと思えます。ぜひ、ご検討の一部に入れていただけたらと思います。

議長（教育長）：

ありがとうございます。他にございますか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

以上で本日の議題が終わりました。事務局から連絡をお願いします。

事務局：

事務局からご連絡申し上げます。教育委員会令和4年6月定例会を、6月6日、月曜日午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定となっております。よろしくお願いたします。以上です。

議長（教育長）：

この後は、議案第28号について秘密会となります。議案に関係する方のみ、お残りください。暫時休憩とします。

— 休 憩 —

【 秘 密 会 】

学校教育課長：

「太田市立太田高等学校管理に関する規則の一部改正について」 【提案理由説明】

可決